

* 要望項目と回答内容(四角の罫線で囲んで有ります)を併記しました。

(HP 制作者側にて作成)

* 原文につきましては「要望書」・「回答書」をご覧ください。

要 望 書

錦秋の候、平素は住民の生活と安心安全のために何かとご尽力いただき厚くお礼申しあげます。本年 6 月に執行された町長選挙において貴殿は無競争当選されました。町政史上無競争で町長に選出されるのは 50 年ぶりとのこと。町政の執行に当たっては、議会でも明言されたように日本国憲法を遵守する立場に立ち、一党一派にくみせず、広く町民党として活躍されんことを期待しています。今回は貴職就任後初めての要望書となります。どうぞよろしくお願い致します。

さて、毎年取り組んでまいりました“奈良県自治体キャラバン”も本年度で 22 回目を迎えております。軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実を国民大運動奈良県実行委員会(以下「県実行委員会」と略します)は、県内 39 自治体に対し、住民の皆様の切実な要望をお届けし懇談しながら住みよい町づくりめざして取り組んでまいりました。その全県的な取り組みの一環として、今年も広陵町民の皆様の様々な要望をお届けいたします。県実行委員会からの要望書及び資料集もあわせてお届けしますので、要望の実情・趣旨を正しく受けとめ、今後の町行政に活かしていただくようお願いいたします。また、ご存知のように、要望内容は大きなテーマに限らず、まちかどの小さなことで具体的な事柄もあわせてお届けしております。全部で 82 項目あります。その一つ一つが住民参加の一環ですので、よろしくお願いいたします。

要望の中には広陵町の住民がよく利用する他市町村の施設・道路などがございます。これまでは他市町村の課題としてお答えを十分にいただけないこともありましたが、住民の安全や利便性に関して該当自治体当局とも協議するなど、適切なお対応を望みます。

11 月 15 日の交渉には直接住民の声を聞いていただきたいので、要望事項に関連する部局の部課長さんの出席にも是非ご配慮下さい。尚、当日は口頭でのご回答を、12 月 27 日までには 11 月 15 日の交渉も踏まえていただき、文書によるご回答をお願いいたします。

回 答 書 平成 26 年 1 月 6 日

広陵町長 山 村 吉 由

貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、いろいろと提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の 2013 自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。なお、多岐にわたる項目でもあり、要点のみとなっておりますが、ご理解いただき、所属の町議会議員の議員店動等を通じ、ご確認いただきたくよろしくお願い申し上げます。

今後とも、町行政にご協力いただきますようお願い申し上げます。

(1) 東日本大震災と福島第一原発事故を教訓に取り組むべきことについて

1. 今年の夏の電力事情は、政府や関西電力が昨年引き続きかんに電力不足を主張し「計画停電を避けたいなら原発再開を了解せよ」と迫りましたが、事実は全く逆で、原発が稼働せずとも電力需要はまかなえました。また、危険な原発は再稼働を中止すべきです。電力の安定のためには、他社との電力融通や自然再生エネルギーに重心を移していくことが重要です。平坦な町である広陵町では太陽光発電促進策が有効で、個人の努力で屋根にパネル設置される方も増えてきていますが、まだまだ高額なものであり、国や県の助成制度だけでは不十分です。大きな屋根がある町施設に太陽光パネルを設置して町が率先して住民にアピールすることや町独自の助成制度をつくって住民の取り組みを応援して下さい。

回答

1. 町の施設については、大規模修繕等の機会をとらえて考慮していきたいと考えています。一般住宅等の太陽光発電促進に関する補助については、前回と同様になりますが現在のところ国及び奈良県が実施している助成制度を借用願うようお願いしています。

2. 県内に11ある消防組合(奈良市・生駒市を除く)を一本化する消防の広域化が県内37自治体議会で決議され、来年4月には県広域消防組合が誕生することとなりました。全国で他に例を見ない大型合併で、住民にはほとんど知らされていません。また、消防組合間の実際の協議や事前の準備が進まず、会計が統合されるのが平成33年度からという見込みです。大きな災害発生時に常備消防の果たす役割は大きなものがあり、実際に消防力の強化につながるのかどうか問われます。消防団との緊密な関係も求められています。今後どのように対応されますか。

回答

2. 消防広域化は、現場消防力の強化のほか合理化による運営経費の縮減につながるものとして進められています。

町では、広域化後の消防団との連携等の問題も含め引き続き協議が必要と考えています。

3. 広陵町における東海・東南海・南海地震における被害の想定は、その後どの程度を見込んでいますか。震度はどれ程を想定していますか。昨年以降の研究成果により、被害をできるだけ出さないためにどのようなことに取り組もうとしていますか。

回答

3. 南海トラフの巨大地震については、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」により、昨年8月29日に内閣府(防災担当)より発表され、頻度は極めて低いものとされていますが、広陵町における今後の防災対策の前提とすべき最大震度は6強に引き上げられています。

災害対策基本法の改正、国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しを踏まえ、町の地域防災計画見直しの中で地域の状況を踏まえた防災対策を検討していく必要があると考えています。

4. 昨年10月から自己水をやめ県水100%に移行しましたが、今度の大地震で復旧が早かったのは簡易水道など地元の水道施設であったことが報道されています。議会もまさかの時のために自己水を25%程度は確保すべく施設の更新や人員の確保を提言していますが、どのように対応されますか。県水料金も、大滝ダム工事費用がかさみ、一定期間後に値上げするのではないかと懸念する声が出ていますが見通しはどうか。

回 答

4. 施設の更新については、多額の費用を要することから、新たな投資を必要としない県営水道に水源を委ねるのが最善であることから、全量を県水の水源としたところです。

県営水道の施設は耐震性を有しており、さらに、御所浄水場、桜井浄水場の2系統の浄水施設を有していることから、互いに融通できるシステムとなっており、災害時の断水は回避できるので自己水確保の必要はないと判断しています。また、受水タンクでの緊急遮断弁の設置、応急給水栓等により、必要な水は確保できるものと考えています。

県水料金も一定期間後に値上げすることはないということを県水担当課に確認しております。

(2) 高齢者や子どもをはじめ住民が安心して暮らせる広陵町に

○ 安心して産み育てられる広陵町に

5. 昨年8月から乳幼児の医療費無料化が中学校卒業までに拡大され喜ばれています。このことは他市町村にも良い影響をもたらしています。しかしこれまでも指摘してきたように、3割の窓口負担を行って後日指定口座に還付される仕組みとなっているため、給料日前になると当座の現金が不足して通院を断念するシングルマザーの声があります。今後は窓口払いの撤廃を実施して早めの受診を促進するように改善して下さい。全国では36県で窓口払いを廃止しており近畿では奈良県のみこの制度が残っています。

回 答

5. 福祉医療の窓口支払いは、奈良県下の全市町村において、一旦保険医療分をお支払いいただき、後日指定口座に振り込む、いわゆる「自動償還」がルールとなっています。これについては、受給者証を交付する際、保護者の皆様にご説明し、ご理解をいただいているところです。また、現物給付を実施することにより、結果的には本来受けるべき国庫負担金が減額され、最終的には療養給付費の財源である保険税に反映されることになります。

6. 子宮頸がんワクチン・ヒブ・小児用肺炎球菌・ポリオ不活化の4ワクチンの定期接種と妊婦健診14回分の助成継続をお願いします。さらにロタワクチン接種への助成をお願いします。

回 答

6. 子宮頸がんワクチン・ヒブ・小児用肺炎球菌・不活化ポリオの 4 ワクチンについては、平成 25 年度より定期接種全額公費負担(一定年齢)を実施しております。また、妊婦健診 14 回分の助成も、引き続き実施しております。

ロタワクチンについては、国の情報や方針に従うとともに、より安心・安全な接種となるように研究を重ねてまいります。

7. 助産所への援助や産科の確保に取り組んで下さい。また保険治療がなされていない高額の不妊治療への町の助成をお願いします。前町長は「広陵町で生む例が比較的少なく他市町村で生んでから転入が比較的多い」とコメントされていますが、若い人を引き付けるために検討をお願いします。

回 答

7. 新生児訪問や乳幼児相談などで助産所と連携を密にして情報交換を行っています。が、直接的な補助はありません。

産科の確保については、県が行う周産期医療体制充実のための産婦人科一次救急体制整備を行っており、広域で受診可能な産婦人科が確保できる体制を整えています。これにかかる経費については本町においても負担しているところです。

保険治療がされていない高額な不妊治療のための検査や治療内容は大変多くあります。町として助成対象とするべきものを、十分検討するためにも、産科の医師との連携をより深め、さらに研究が必要であると考えています。また、治療されている方の精神的サポートも重要であり、女性のための健康相談も取り組んでいきたいと考えています。

8. 1歳半から3歳半までの期間中の健診制度がないので設けてもらえませんか。また、不安なときにはいつでも相談できる体制をととのえ、時間・場所を具体的に広報して下さい。

回 答

8. 来年度から校区単位での地域外向型健康教室を実施します。親子が楽しめる内容や健康づくりにつながる教室を展開し、いろいろな年代の方々と交流を深めることができる場作りを目指すとともに、子育ての不安や悩みなどの相談が、いつでもできる体制づくりに努めます。

また、周知についても今まで以上に工夫していきたいと思えます。

9. 保育園入園希望者は、全員が最寄りの保育園に入園できるようにして下さい。また、保育料の減免制度を広げて、2人目、3人目の負担を軽減してください。

回 答

9. 平成 26 年度の保育園入所希望者が大変多いことから、本年度中に園舎の増築を行い、待機児童を出さないよう対策を講じています。

保育料につきましては、年齢別の保育料により他市町村より安い保育料であると認識しており、減免措置についても必要な減免は実施しております。

ただし、今後、子ども・子育て新制度により国の基準が示されることから保育料制度の見直しの機会はあるものと考えます。

10. 病児保育の実施を検討して下さい。近隣に祖父母がいないと勤務できずに大変です。

回 答

10. 病児保育については、本町だけではスタッフの確保や費用の面、また、利用者の面からも難しいものと考えます。

国保中央病院での実施を4町で実施できるか協議して参ります。また、病後児保育については、既に田原本町と協議を行った経緯があり、委託について協議して参ります。

11. 放課後子ども育成教室の定員見直しと子どもを預かる時間帯の見直しで働くお母さんが正社員でも働けるように援助して下さい。

回 答

11. 放課後子ども育成教室では、現在の定員で希望者全員の登録を受けられる状況です。保育時間は、平日は放課後から午後 6 時まで、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 6 時までになっており、保育時間の延長については利用者のニーズを把握し検討をして参ります。

なお、夏休みなどの長期休暇期間の保育時間の延長につきましては、保護者からの相談があることから、各クラブで実態調査を行った結果、7 クラブ合わせて 10 名余りであることが分かりました。各クラブの運営の中で保護者の実態に応じた運用を行っているところです。

今後、保護者のニーズ、指導員の確保・ローテーション等課題を整理する必要がありますので、引き続き検討をして参ります。

○ 高齢者が安心して暮らせる広陵町に

12. 昨年、介護保険料が基準額で一気に 600 円値上げされました。さらに、要支援 1 要支援 2 を介護保険給付から外す動きや要介護 3 以上でなければ施設入所できない仕組みだとか連続で条件改悪の動きが顕著です。依頼もしていないのに勝手に年金から天引きしておきながらあんまりの対応ではありませんか。65 歳以上の高齢者が 7000 名を超え、介護認定は 1200 人余りと少数で、実際には掛け金だけ天引きされていることに心配と不満の声が出ています。現状からの改悪をさせないようにするため、今後どうされますか。

回 答

12. 介護保険制度の運営については、保険料の原則特別徴収とするなど、介護保険法に規定されております。本町においても法の規定に基づき実施しております。保険者としての現状及び制度改正について、様々な機会を捉えて近隣市町村長の首長とも意見交換を行うとともに、町村会、県当局を通じて国に実情を訴えているところです。

13. 低所得者対策として、介護保険料と利用料の双方で減免制度を創設して下さい。

回 答

13. 介護保険料及び利用料については、介護保険法により低所得対策が講じられており、さらなる町単独の減免措置は予定しておりません。

保険料については、第 6 期介護保険事業計画を策定する中で、介護保険サービス見込み量を踏まえて検討をして参ります。

14. 在宅介護やケアマネージャーの現場から、「年々独居・認知症・精神疾患・医療依存の問題が顕著になってきている」との声があります。また家族の中にこれらの困難を抱える人を支える人がいなかったり、支える人がいても一人に集中して負担が重なったりする場合も増えています。これらは自助や共助の問題でなく社会保障としての公助の課題です。どのように今後取り組まれますか。

回 答

14. 1 人でお住まいの高齢者、高齢者世帯の方が安心して生活して頂けるように、町では、食の自立支援、民生委員による給食サービスなどによる見守りを行っています。また、概ね 65 歳以上の在宅の一人暮らし高齢で住民税非課税の方を対象に緊急通報装置による緊急時の通報および健康相談を事業を実施しています。

また、地域包括支援センターの機能の充実を図り、高齢者及び介護者の総合相談窓口の強化を図っております。

15. 後期高齢者医療制度の廃止を進言して下さい。平成 20 年 4 月以前の制度に戻すようにして下さい。また国保に戻し年齢で別勘定にする改定案は認められません。

回 答

15. 高齢者医療改革会議の最終とりまとめ(平成 22 年 12 月)では、後期高齢者医療制度の廃止を踏まえ、検討を進められました。しかし、社会保障制度改革推進法に基づき平成 24 年 11 月に設置された社会保障制度改革国民会議の報告書では、「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当である。」と報告されています。このことから国の動向を注視してまいります。

16. 後期高齢者医療制度の廃止前であっても、①年金からの天引きは中止すること。②掛け金の減免制度をつくること(全国一高い東京都では標準額で年間10万円を突破しそうです。団塊の世代が75歳以上に達すると掛け金は現行の倍になるのではないかと試算もあります)。③被保険者の代表が後期連合議会で意見表明ができるように改善すること(現在は町会議員の中から選挙していますが、こんな運営は他に例がありません)。

回 答

16. 後期高齢者医療制度については、国の動向を注視し、広域連合と連携を図りながら、現行制度の中で適切に運営してまいります。保険料の天引きは、被保険者の申し出により口座振替に変更できます。減免については、広域連合において減免取扱要綱を整備して運用されています。被保険者の意見聴取の場としては、「長寿医療制度懇話会」を設置し、年2回開催されており、委員として県老人クラブ連合会会長及び副会長が参加して意見を述べられていますので、ご承知おきます。

17. 70歳から74歳の負担を1割から2割にすることは高齢者の病気を重篤化させるものでかえって医療費が増大します。取りやめを国に進言してください。また、窓口負担に定額を上乗せすることもやめてください。

回 答

17. 70歳から74歳の一般所得者に対する暫定的措置として、後期高齢者医療が始まった平成20年度から国が1割を負担するものとして実施され、毎年度実施要綱の改正により国が予算措置をしてきたものです。社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえた法制上の措置として、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」に70歳から74歳までの者の一都負担金の取扱いが盛り込まれており、今の臨時国会で可決成立しました。今後とも、情報の収集と共に、国の動向を注意深く見守ってまいります。

○ 国民健康保険制度の運用改善を求めます

18. 全国的に国保会計は収納率が88%にまで低下しています。その解決策として国保税のさらなる増税は低所得者の負担限度を超えるものになっています。広陵町の国保税は高すぎます。県や国に対して財政的な支援を要求すべきです。特に特別会計における国の負担割合が50%から24.6%(平成24年度広陵町国保会計決算)にまで低下しているのは、社会保障としての制度の根幹から突き崩すものになっています。

回 答

18. 市町村国保の財政は、大変厳しい状況にあり、各保険者は被保険者にご理解いただけるよう、健全財政に向けた各種の取り組みを続けています。現在、国においては、低所得

者の保険料軽減拡大について社会保障審議会・医療保険部会で議論されています。昭和36年に国民皆保険制度が確立されて以降、国保制度は増え続ける医療費と共に、その時代の課題に沿った制度改正を行い、被保険者を始め、国、県及び社会保険に支えられてきました。今後も国県に対して、更に積極的な支援策を講じるよう要請をしまいたいと考えます。

19. 国保税滞納者には短期被保険証を発行していますが「相談に来ない人には被保険者証の交付ができない」などとして留め置きを合理化しています。100世帯もの留め置きがあるとのこと。しかし、「国保税を支払わなければ被保険者証を交付しない」との法的根拠はありません。まして差し押さえを実行して取りはぐれることがない状態になっても正規の被保険者証を発行しないのは行き過ぎです。差し押さえについても文書による通知のみで面談確認を怠っており、これでは「人にやさしい広陵町」とは言えません。納税が滞ったら「何があったのだろうか」と心配してでかけるのが自治体の責務ではありませんか。

回 答

19. 国保税が滞納となっている方については、面談による納税相談の機会を持つことが第一と考えています。そのために、保険証の年度更新前に納税相談の案内を行い、相談に来庁いただいた被保険者の方から「1年証」または「短期保険証」を発行しています。

しかしながら、来庁いただくことができない方については、家庭訪問等による接触の機会を持つことが大切であると考えます。また、民生委員など地域の方々の協力も得ながら実情把握に努めてまいります。

法制度上は、保険税の滞納者には「資格証」の発行が保険者に義務づけられておりますが、本町では生命身体にかかわる事像でありますので、資格証ではなく短期保険証を発行しているものですので、ご理解をお願いします。

20. 平成29年度に国保の広域化(県単一化)が進められようとしています。具体的な検討内容がさっぱり明らかにされておらず、これでは住民参加の町政とは言えません。私たちが心配するのは、広域化が実施されたら、町が資格取得・喪失や保険料の徴収実務を担うだけでこれまで進めてきた細かな対応ができなくなることです。一体、住民にとって広域化にどのような改善点があるのでしょうか。具体的に指摘して下さい。

回 答

20. 現在、臨時国会で成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」では、国民健康保険の運営について、都道府県が担うことを基本とし、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村で適切に役割分担するための必要な方策について検討を加え、その結果に基づいて平成29年度を目途に必要な措置が論じられることとなります。本町として、

国・県の動向を注視しているところです。

21. 国民健康保険法第 44 条に基づく減免制度の活用状況はどのようなものになっていますか。十分に制度の内容と趣旨を周知し、対象者の範囲を明確にして利用しやすくして下さい

回 答

21. 平成 24 年 4 月 1 日に「国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱」を施行しました。現在までは、窓口での相談、被保険者、医療機関からの問い合わせがありましたが、現時点において本制度の適用はありません。広報、ホームページ等で周知を図っていますが、更に様々な機会をとらえて制度の周知を行ってまいります。

22. 人間ドック・脳ドックの助成事業を使いやすいように改善してほしい。申し込み者全員を対象にして下さい。

回 答

22. 人間ドック、脳ドックの助成事業は、事業を始めて以後、多くの方々に利用していただいております。これまでも利用していただきやすい制度にするべく助成対象者数の拡大等の改善をしております。今後とも、病気の早期発見・早期治療に繋がられるように、使いやすい助成制度の検討、周知に努めているところです。

23. 特定健診の受診率を当面 50%にまで引き上げるための具体的な手立てが必要です。例えば国保中央病院スタッフによる出前医療相談など考えられませんか。もっと地域に出かけることを同病院に要請して下さい。

回 答

23. 本町では、以前から無料で受診できる体制を整え、土曜日の健診実施やがん検診との同時実施など、受診される方の利便性に配慮した取り組みを続けています。奈良県では、平成 25 年度から独自に検査項目を全市町村で一律に実施できるよう追加を行い、本町でも対象者全員に実施しています。また、新聞広告・県民だよりや町広報紙による広報啓発活動など工夫をしながら受診率向上に取り組んでいます。

更に、受診率向上に向けて、医療機関との連携した受診勧奨及び保健指導ができないかを検討してまいります。

24. ガン検診の枠を広げて下さい。これまで実行してきた取り組みでどのような成果を上げているのか明示して呼びかけて下さい。

回 答

24. 体内に腫瘍ができると、特殊な物質が大量につくられ、血液中に出現するようになったこの増加した物質を「腫瘍マーカー」といいます。腫瘍マーカー検査は、がんのスクリーニング(ふるいわけ)として行われますが、現状ではまだ理想的な検査と言えず、腫瘍マーカーが陽性だからといって必ずがんがあるわけではなく、反対に陰性だからといって完全にがんが否定できるわけではありません。

数値の上昇はがんの進展に比例することが多く、早期では正常なこともあるため、主としてがんを診断していくうえのひとつの補助的な検査、あるいは治療していく上での経過観察の検査として用いられており、早期診断に使えるという意味で確立されたものではありません。今後も詳細な検討を行っていく必要があると考えます。

がん検診の受診率を上げるのは、未受診者への個別勧奨が一番効果的です。来年度より地域に出向き、機会あるごとに勧奨していきたいと考えます。

○ 福祉豊かな広陵町に、生活保護改善のために、障害者が安心して暮らせる広陵町に

25. 生活保護の老齢加算についてすみやかに復活するように国に働きかけて下さい。

回 答

25. 生活保護の老齢加算については、厚生労働省が専門家による委員会等の調査を元に廃止され、訴訟においても一定の判例も出ております。今後、国においても、実態等を踏まえながら検討されるものと認識しております。

26. 生活保護の医療券発行と受け取りをその都度行うことや医療機関までの移動(移動の費用も支給される制度があり周知して下さい)については受給者に過大な負担になっている実態があります。このようなチケット発行ではなく生活保護受給者の医療を受ける権利を保障するために、生活保護医療受給者証を発行し運用してはどうでしょうか。

回 答

26. 生活保護法による医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない方に対して医療の給付を行うものです。医療扶助は、市町村を担当する福祉事務所が、法による指定を受けた医療機関に委託して行っています。

生活保護の医療券の発行と受け取りについては、原則として保護費支給日に窓口において発行しております。なお、急患の場合は、事後処理にも対応しております。継続治療の場合は、提出を求めない場合がありますが、不正受診の抑制等の観点から毎月提出が求められます。

27. 生活保護費の支給は振り込みにして下さい。

回 答

27. 支給日に受給者本人と面談することにより生活状況を確認することで、生活支援や就労支援につなげる機会となっています。身体状況等により来庁が不可能な方については、担当者によりお届けをし、病状等の確経を含めて面談を行っております。また、このことにより不正受給等の防止を図っております。

28. 受診医療機関の制限や受診時の一部負担金の導入は行わないで下さい。

回 答

28. 受診医療機関の制限については一部の医療機関において、受け入れを行っていないところはあるとのこと。また、一部負担金の導入は行っておりません。

29. 現基準では1人のケースワーカーの担当件数は概ね80人程度とされていますが、100人を超える担当件数を抱えている現実があります。これからも増えることが予想される情勢のなかケースワーカーの増員が必要です。見通しはどうか。

回 答

29. 1人のケースワーカーが多くの担当件数を抱えているケースもあり、実態については県(福祉事務所)において十分に把握されています。今後、ケースワーカー1人当たりの担当件数がどの程度が適正なのか、十分に検討され、配慮されていかれるものと認識しております。

30. 稼働年齢層の生活保護受給者に対する就労指導については、受給者の特性を尊重して行なうこと。実態を無視した就労指導は行わないようにお願いします。

回 答

30. 稼働年齢層の生活受給者に対しては、受給者の特性を尊重し、実態を十分に把握したうえで行われているものと認識しております。

31. 障害者自立支援法は障害が重ければ重いほど負担が重くなるもので障害者自身が裁判に訴え和解が成立しました。その基本合意で政府は、「障害者の尊厳を深く傷つけた」ことを認め遺憾の意を表明し、原告たちからの提起を真摯に受け止め、新法をつくることを約束して障害者総合福祉法の検討が進められましたが、障害者自立支援法から名称を変えただけの障害者総合支援法が決まりました。しかしこれでは障害者の願いは実現できません。“内閣府障害者制度改革推進室総合福祉部会“がまとめた「骨格提言」に沿った制度として実現するよう、国に働きかけて下さい。

回 答

31. 障害者総合支援法は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援するためのものであり、本町においてもその趣旨に基づき実施してまいります。

32. 障害者の雇用に関して「福祉課に於いて2名の実地研修受け入れを行った」との回答が昨年ありましたが実際の雇用につながったのでしょうか。むしろ個別の企業に就職を斡旋する(企業は雇用保険被保険者数の2%を雇用することが障害者雇用促進法で定められています)とか福祉作業所への具体的な援助が必要ではないでしょうか。

回 答

32. 障害者雇用連絡協議会において、関係機関と連携を取りながら、障がい者雇用の促進や職業的自立に関する対策に寄与しているところであります。

障害者優先調達推進法に基づき、町事業の物品調達にあたって、町内障がい福祉サービス事業所に物品の調達を行っています。

また、本年度も、2名の実地研修(3日間)の受け入れを予定し、福祉課だけではなく、総務課をはじめとして役場全体で受け入れを行い、社会とのつながりをもっていただき、少しでも雇用への道につながるよう努力をしております。昨年度、受け入れを行った方については、一部、企業への雇用につながっております。

(3) 交通弱者対策を強めてほしい

33. 奈良交通バスの路線廃止で移動困難者が発生しています。現在は定時定走行で予約不要の元気号を運行され、乗車定員増の改善も進めておられますが「待ち時間が長い」「近所を通るコースになっていない」「積み残しが出る時がある」などの声も出ています。全町的な利用者及び利用希望者の声を把握するためのアンケートの実施をお願いします。

回 答

33. 本年2月の運行内容の改善及び車両の変更により、利用者も増加し、積み残しについてもほぼ解消しています。今後のあり方については、本町にふさわしい地域公共交通を構築するため、広陵町地域公共交通活性化協議会を再編成し、所要経費を平成26年度予算に計上すべく事務を進めています。アンケート調査については、その中で必要に応じて実施してまいります。

34. 利用者が戸口から戸口まで行けるデマンド乗合タクシーの運行を検討して下さい。定時定走行と調整すれば細かな対応が期待できます。町内には65歳以上の高齢者が7000名を超えました。利用しやすい環境をととのえることが町の責務です。

回 答

34. デマンド乗合タクシーの導入については、元気号との調整がどうか、既存路線である奈良交通やタクシー会社等との協議、許認可の問題など多方面の精査が必要と考えております。いずれにせよ、広陵町地域公共交通活性化協議会を再編成し、地域公共交通のコンセプトや目標とするサービス水準を検討する計画をしています。

(4)道路の改良整備について

35. 町内の既存道路の整備計画はどのようになっていますか。自動車優先から歩行者優先の道路づくりへの転換をお願いします。昨年の回答では「整備すべき個所を確認し、必要性の高いところから実施している」とのことでしたが進捗状況はどうですか。要望者にきちんとした返事をして下さい。また、以前実施していたように毎年秋に大字・自治会から改善改修要望事項を定期的に申告してもらおう制度の復活が必要ではありませんか。

回 答

35. 既存の町道舗装修繕につきましては、本年度に舗装の路面性状調査を実施しておりますので、調査結果を基に傷んだ部分から順次修繕を実施する予定であります。

各大字、自治会からの要望であります。改修等の必要性の高いところを、必要な時期に要望していただくのが良いとのことであるので現在の方法を採用しておりますのでご理解願います。

36. これまで要望してきた

1) 県道河合大和高田線の大塚から新家までの道路

回 答

1) 県道河合大和高田線の修繕等につきましては、一部大字から要望書が奈良県高田土木事務所に送られ改修工事を実施していただいております。また、本格的な道路改良要望は出されておられません。

2) 竹取公園東側から北に抜ける道路

回 答

2) につきましては、安全対策としてカーブミラーを必要な場所に設置されたものと考えています。

3) 安部バス停南側交差点

回 答

3)につまましては、ご存じのとおり関係者により現地で確認していただいたとおりです。今後も安全対策について要望して参りたいと思います。

4)城上宮橋の西側道路

回 答

4) 昨年に引き続き香芝警察署と情報を共有し、対応してまいります。

5)近鉄箸尾駅東側の踏切道路幅

回 答

5) 昨年もお答えさせていただいておりますように鉄道事業者から多額の負担金と道路計画を求められております。現在のところ本道路の踏切前後の道路計画がございませんのでご理解願います。また、その旨地元区長にも説明をしています。

6)奥坪橋付近の安全対策などについては、危険性が高く、利便性の問題を指摘してきました。その後の取り組み状況、改善点などをお示し願います。尚、別表(別途提出します)において道路の傷みや危険のある個所の情報を提供しますので、それぞれ適切な対応をお願いします。

回 答

6)につまましては、本年度用地測量の立ち会い、再度の地権者説明会が終わりまして最終の修正後用地交渉を予定しております。奥坪橋東詰の交通安全のため早期の完成を目指しております。

37. 自転車は車道左側走行が原則ですが、歩道や右側走行が後を絶ちません。専用の自転車道路を整備してほしいとの声があります。町内を循環出来るルートも研究して下さい。県のサイクリングロードは草刈が年1回で利用しにくいとの声があります。県に管理を強化するように申し入れて下さい。県と現状の自転車道のあり方について協議を行っているとのことですが結論をお示し下さい。

回 答

37. 自転車利用につまましては、本年12月1日から道路交通法が一部改正されたことを受け利用者のマナーも変わるとは思われますが、町においても自転車の通行場所等の整理と整備について検討してまいりたいと考えます。

県のサイクリングロードは、高田土木事務所に管理を強化していただくように毎年要望を続けます。また、県が進めている自転車利用ネットワークの「せんと道ルート」に指定されており、路面等の改修についても順次実施されています。また、利用者への案内看板につ

きましても設置を進めております。

38. 街灯・防犯灯について、設置されていない箇所の洗い出しを行い設置を進めて下さい。

回 答

38. 歩道等及び立体横断施設には街路灯を設けており、防犯灯は大字・自治会の要望により町が設置し、大字・自治会に移管しております。今後も要望に対応してまいります。設置してほしい方もいれば、不用という方もいらっしゃいます。

(5)教育・子育ての充実で大人も子どももすこやかに育つ環境に

39. 既に実施されている小学校給食は、地場生産品の活用を拡大して下さい。

回 答

39. 小学校給食で地場生産品は可能な限り取り入れています。

40. 中学校給食は平成 25 年度予算で 1090 万円の調査費を確保し、さらに 9 月議会でも実施を前提に運営委員会の設置が決まりました。中学校でも小学校と同様に自校・直営の学校給食を実施して下さい。また、地産地消の観点や栄養バランスを考慮した完全給食の実施で食育を進めるように希望します。実施に当たっては今でも多忙な教職員に新たな負担をかけぬように配膳員の確保等を行って下さい。町内には、学校給食をコスト問題として「できるだけ安上りのものに」との意見や今だに弁当に固執する意見があることにも留意して、平成 23 年 12 月に議会が採択したように、請願内容を実現できる充実した中学校給食を実施することが重要です。この意味で町が運営委員会に提案する計画案が極めて重要です。貴職の公約でもある自校方式実現のため、平成 27 年 4 月実施に向け教育委員会とも綿密に連携して進めて下さい。

回 答

40. 中学校給食実施のための運営委員会を速やかに開催し、経営方式、施設設備、財政負担などを精査し、中学校給食開始に向けて町議会及び教育委員会とも連携して進めさせていただきます。

41. 30 人学級の実現ですべての子どもたちに行き届いた教育を実施して下さい。

回 答

41. 各小学校においては、各校の実態に応じて少人数指導や少人数学級編成を取り入れきめ細かな学習指導を行っています。

42. 夏の酷暑時期には教室の温度が 28 度を確保できるように、扇風機やクーラーの設置が必要です。来年度予算にも反映して下さい。

回 答

42. 平成 23 年度に小中学校の各教室に扇風機、各幼稚園にクーラーを設置し、特に梅雨時や残暑の時期において、児童・生徒の身体的負担を軽減できたものと考えています。現在、小中学校特別教室には、クーラーが設置されております。普通教室については、設置の方向で検討しております。

43. 学校図書館には専任の図書館司書を全校に配置して下さい。町立図書館に配置して通いの図書館司書がおられますが、教育的効果を正しく認識され、専任化することも含め充実をはかって下さい。実際の滞在時間や勤務内容はどうですか。子どもたちへの対応や教員との連携はいかがですか。

回 答

43. 平成 24 年 11 月から全ての小中学校に学校図書館司書を配置しております。昼休みや放課後に児童、生徒の読書指導や図書に関する相談に応じるとともに、司書教諭や図書委員と連携しながら、図書の整理や読書意欲を高める環境づくりに努めていただいております。

44. 中央体育館の温水シャワーを無料にして下さい。

回 答

44. 受益者負担の原則として利用者の一部をご負担いただいております。

45. 中央公民館は文化祭行事や日頃の文化活動で大きな成果を上げています。住民は今後も大切に使用したいと希望しています。高齢者が増え 2 階に上がるのが辛いとの声があります。エレベーターの設置はできませんか。

回 答

45. 現有施設での設置に関しては、解決しなければならない問題があり、非常に難しいものです。

46. 中央公民館(かぐや姫ホール)・中央体育館・付属体育館の誘導案内板(例えば、横峰公園北側道路から真美ヶ丘体育館への右左折表示が必要です)を設置して下さい。

回 答

46. 道路からの案内板の設置については、全町的に再検討中です。

47. 中央公民館(かぐや姫ホール)・中央体育館の第2・第3駐車場表示をお願いします。構内駐車場が満杯で行事参加を諦めた方があります。

回 答

47. 構内駐車場が満杯の場合は、第2駐車場への誘導板を出しています。

48. 移動図書館の運行、本の返却口を町内数か所に設置など利用環境を改善して下さい。返却口ですが、五位堂駅前・檀原神宮前駅前・田原本駅前には回収ボックスが設置されています。住民の至便の位置に数か所設置するようにしてください。

回 答

48. 本町の図書館は、竹取公園に隣接した図書館で、蔵書数、貸出冊数とも県下有数で図書館へお越しいただく人数が大変多く、利用度が非常に高い図書館です。このことから、移動図書館の運行や図書館以外での図書の返却口は考えておりません。

49. 公園遊具の安全点検をお願いします。定期的な見回りはされていますか。

回 答

49. 公園の遊具等の点検は、設置企業と点検委託契約しており今後も継続して実施します。

50. 文化財保存センターを整備し、文化財の破壊と散逸を防止するとともに、町名の由来も踏まえて広陵町を大いにアピールして下さい。昨年「ホールのある生涯学習施設計画について検討中」との回答がありました。結果をお示し下さい。

回 答

50. 文化財保存施設について先進地施設の視察研究を進め、町民、町議会議員、各種委員会委員、町職員を含め、真に必要な施設機能について基本的なコンセンサスを形成する必要があります。つまり、文化財保存施設とホールの機能、公民館の機能など組み合わせを含めて、生涯学習施設の機能について合意形成を図る必要があります。検討を進めております。

51. イズミヤのゲームコーナーは撤去するように申し入れて下さい。香芝署及び青少年健全育成協議会など定期的に巡回を実施しているとのことですが状況はどうですか。

回 答

51. 香芝警察署及び青少年健全育成協議会などにより定期的に巡回を実施しておりますが、問題となるような事案は確認できておりません。

52. 奈良県議会でも広陵町議会でも、就学前教育を統合する「子ども子育て新システム」に反対・見直しの意見書が可決されました。公の責任を放棄し子どもたちや保護者、保育士、経営者にも多大の負担を強いる懸念があるものです。町はこれまで「研究している」と説明していますがきっぱりあきらめて下さい。

回 答

52. 子ども・子育て関連3法が成立し、国は平成27年度から新たな「子ども・子育て支援制度」の本格施行を目指しています。国の動向を充分見極め、住民の皆様のニーズを正しく把握したうえで、慎重に施策に反映してまいります。

(6) 農産物の生産を増やし、地産地消を進めるための取り組みを

53. 日本の食料主権と食の安全を守り、農家の経営と暮らしを守るため、TPP 参加を断念するよう政府に強く働きかけてください。日本農業に壊滅的打撃を与え、食の安全を危険にさらします。

回 答

53. TPP につきましては、国策事項と考えます。

54. 農業の担い手確保と支援について、町内農家の高齢化や後継者不足で農業の担い手不足が深刻になり、新規就農者・定年帰農者・集落営農・農業法人など規模や形態の如何を問わず新しい担い手の確保が強く求められています。町として下記の対策を進めて下さい。

- ① 新規就農者の農地確保への援助(積極的な情報提供など)、農業倉庫や施設建設・農業機械の手当てへの支援を強化すること。

回 答

① 農業者に対する支援対策として、農業機械の購入費に対する補助や耕作放棄地の解消事業など国、県と連携し、各種事業に取り組んでいるところです。また、農地の確保等につきましては、耕作放棄地の利用をも視野に入れて、検討して参りたいと考えております。

- ② 国や県が行っている新規就農者支援策に町独自の支援策を上乗せするとともに「親元就農」も含めて柔軟な対応をすること、各種補助金の補助率を高めるよう国に要求すること。

回 答

② 国、県に対して支援策を講じるよう機会をとらえて要請しています。

③ 農家が保有する農機具の老朽化が進み、農機具の更新が困難になっています。県とも連携して農機具のリユース活動に取り組むこと、また、農作業の受委託制度を関係機関とも連携して整備すること。

回 答

③ 農機具のリユースにつきましては、農機具販売業者において取り組んでおります。

④ 農産物の売り先の確保、販路の拡大が大きな課題になっています。農産物の「広陵町ブランド」づくりを推進すること。

回 答

④ 地域と連携し、ブランド化を推進していきます。

55. 食とエネルギーの地産地消と地域循環を進めるための支援

① 学校給食への地場産農産物(町内産及び県内産)の利用率向上を数値目標を持って推進すること。前回の協議で「現状では納入時期と安定した納入に課題がある」との回答があったが、具体的な課題と解決策をどのように検討されているのか提示願います。

回 答

① 小学校給食で可能な限り取り入れております。

国の第2次食育推進基本計画(平成23年3月21日食育推進会議決定)の中で目標数値(都道府県単位での地場産物を学校給食で使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成27年度までに30%以上とすることを目指す。)が示されています。本町におきましてもこの数値を目標に地場産物を使用する割合の増加に努めてまいります。

② 地産地消を進める上で重要な役割を果たしている農家が運営する直売所、朝市などへの具体的支援(定期的に町内直売所マップを作成して町HPや広報でPRするなど)を行うこと。

回 答

②PRできるように検討していきますが、運営については自主運営でご理解いただいております。

③ 地元の有機材料(生ごみ、バイオマスなど)を使った有機肥料や堆肥を農家が積極的に製造・活用できるよう具体策を講じること。

回 答

③県の関係機関と協議の上、必要に応じて検討して参ります。

④ 汚染水問題でも原発の危険性は一層明白になり、脱原発は避けて通れません。町として、エネルギーの地産地消計画を策定し、地域資源を活用した再生可能エネルギーの開発を計画的に進めること。

回 答

④地域資源を活用した再生可能エネルギー開発によるエネルギー自給計画(エネルギーの地産地消計画)の策定につきましては、前回にもお答えさせていただいているとおり、広陵町単体で考えることは非常に効率が悪い(資本の出資、施設の維持、エネルギー販売による経営の維持ができない。)と考えています。エネルギーの地産に係るコストを考えますと広域で実施する方が効率的と考えるものであります。

56. 食の安全を確保するため、せめて学校給食食材の放射能、残留農薬測定を定期的に行い町HPなどで情報公開すること。

回 答

56. 県内での放射能測定において、水道水、原乳、精米から放射能物質は検出されていません。また、残留農薬測定は定期的を実施しているところです。

57. 非常に高い市街化区域農地の固定資産税軽減対策(生産緑地制度等)を講じること。

回 答

57. 一般の市街化区域農地は一般農地と評価の方法が異なり、宅地並み評価に農地に準じた課税となるため、一般農地に比べると高くなっています。

また、三大都市圏の特定市が実施している生産緑地制度の一般農地課税の対象ともなっていない。

今後とも、税制の改革・改正を含め適正な課税に努めます。

58. 農地の保全が水害対策にも通じることを認識し、水田や池の埋め立てに当たって適否の判断材料に加えて下さい。

回 答

58. 被害がでないように指導して参ります。または、豪雨時に下流地域への湛水被害が発生しないように田んぼダム(水田貯留)の設置を推進して参ります。

(7)安心して働くことのできる労働環境に

59. 公契約条例を制定してください。再要望書への回答では「様々な問題点(事業者に対して最低賃金の地域別最低賃金額を上回る支払義務を条例に規定できるか等)の検討と本町で実施している入札方法(指名・一般・総合評価)との整合課題もある」とされていますが、既に実施済の自治体事例も参考にまとめて下さい。

回 答

59. 引き続き全国の先進地における事例を調査、研究します。

60. 町内の事業所において、サービス残業・時間外手当不支給などの違法状態がないかどうか労働基準監督署とも連携をとって取り組んで下さい。これまで労働基準監督署と具体的なやりとりがないのは所謂“縦割り行政の弊害”ではありませんか。

回 答

60. 町ができる範囲があり、労働基準監督署の業務と認識しています。

61. 町内の事業所において、育児休業制度や介護休業制度、看護休暇制度などが整備されているかどうか実態把握に努めて下さい。実際の取得状況も確認してください。

回 答

61. 町内事業所の実態把握は、労働基準監督署の業務と認識しています。なお、役場における現在の取得状況は、育児休業が女性職員 5 名取得しております。子の看護休暇は女性職員 5 名の合計 99 時間 30 分取得しており、介護休暇の取得者はありません。

62. イズミヤのオープンにあたり町は「雇用の確保」をアピールしていましたが、雇用保険被保険者人数はいまだ把握していません。但し、全員が非正規労働者で内社会保険加入者は 1 名のみであるとのこと。これでは「雇用の確保」に程遠いではありませんか。今後も「企業を誘致して雇用と税収の確保を」と言われるのであれば、正社員で町民の採用を何名確保するのか、社会保険や雇用保険被保険者を何名雇用するのか、税収見込みなどをふまえて基礎的データとして企業との覚書条項に含めるべきものではありませんか。雇用保険被保険者人数は障害者の雇用を進めるうえでも重要なデータになります。

回 答

62. 大規模商業施設での雇用はパート・アルバイトが多数を占めているのが現状ですが、多様な働き方のニーズがあり、非正規についても雇用の一つであると考えています。しかし、安定した正規雇用の場を創出することも重要であると考えており、企業誘致における町の優遇制度に、新規常用雇用条件を付すべく検討をしております。

なお、企業誘致による利点は、雇用面だけではなく、住民の利便性向上、地域の活性化、固定資産税の増収、公共施設の整備など、様々な効果があると考えております。

63. アスベスト対策の推進状況について明示願います。「新規受診者の増加につとめています。」との答弁をいただきましたが、どのような到達点ですか。

回 答

63. 健康リスク調査は、県の事業として今年も継続しており、北校区を中心に広報により受診を促しております。

特定健診とがん検診をセットすることで、肺がん検診を新規に受診する方は、全体の3割(100人程度)です。毎年少しずつ受診者が増加していますので、来年度も検診回数を増やすことを、考えています。

(8)地域の仕事は地域の業者で、税金滞納者には親切丁寧な指導を

64. 住宅リフォーム助成制度と小規模工事等事業者登録制度は継続して下さい。地域の仕事起こしに役立っています。住宅リフォーム助成制度を利用しやすい制度に改善をお願いします。不況による業者の廃業もあり、対象業者を広陵町に本部を置くとの制限の緩和を検討して下さい。また、新たに“住宅・店舗改修工事費の補助制度”を設けて下さい。

回 答

64. 町内の業者育成、景気回復のためにおいて制度のPRについて努めて参ります。現時点では、助成対象の拡大は考えておりませんが、今後の景気等を踏まえて、検討して参りたいと考えております。

また、平成24年度の住宅リフォーム助成事業の実績は、16件で助成金の総額は1,413,000円、登録業者は88事業所であります。

65. 自然エネルギーの開発と利用促進を進めるため、機器設置補助金などの制度を創設してください。設置は地元業者の力を生かせるようにして下さい。

回 答

65. 一般住宅の自然エネルギー開発に関する補助については、質問(1)でも回答いたしましたとおり、国及び奈良県が実施している助成制度を活用願うようお願いしています。

66. 地域経済と中小企業の振興と活性化のため「中小企業振興基本条例」(仮称)をつくって下さい。

回 答

66. 商工会と連携し、中小企業の活性化を図る施策を講じて参ります。

67. 不況の進行で全体として仕事が急激に減り、税金の滞納も増えています。税金の相談にあたっては親切丁寧を旨とし、町職員が滞納者を訪問することも含め、事業者の実態を正しく把握したうえで、延納・分割・減免などの納税緩和措置を講じて下さい。督促状に対応しなかったからと面談をせず一方的な差し押さえはやめて下さい。町広報では納税緩和措置も紹介するようにして下さい。

回答

67. 法令上(地方税法 68①一、373①一、国税徴収法 47①一)、「督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しない場合には、町税吏員は、滞納者の租税につき、その財産を差押えしなければならない。」と規定されています。つまり、納税者間の平等・公平を保つため、速やかな処分が強制・指示されています。

広陵町では自主的な納期限内の納税・納付を促しておりますが、納税意欲の希薄による滞納者等につきましては、可能な限り実態を把握した後に、生活状況を考えた上、処分を実施しています。

また、一時的に経済状況の急迫・急変が生じた方々には、納税方法につきましては可能な限り相談に応じており、無駄な費用(督促手数料・延滞金)が少額負担になるよう説明・協議を行っております。

なお、町広報でも納税相談や分割納付の紹介をしております。

(9) 日本国憲法の普及や平和の実現について

68. 今年も開催される戦没者追悼式は「不戦の日」として、応召による戦死者だけでなく、空襲や栄養失調など戦争による犠牲者全員を追悼するものにして下さい。また、戦後日本が戦火を交えることがなかったのは、日本国憲法 9 条の遵守がもたらした結果であることを表明して下さい。千島列島・尖閣列島や竹島問題では事実と道理に基づいた冷静な外交交渉こそ重要ではないでしょうか。関係機関にアピールして下さい。

回答

68. 戦没者追悼式については、町長の式辞にもありましたように、町民の総意として恒久平和を願い、遺族会と協議を重ねながら実施しております。

憲法を遵守することは国民の義務であると考えております。

69. 町事業所に非核兵器都市宣言のステッカーが貼りだされました。町役場やさわやかホールに大型の掲示板を設置してさらにアピールして下さい。

回答

69. ステッカーは平成 22 年度から貼っており、町の案内板にも表示しています。また、役場庁舎玄関前には「非核兵器平和宣言のまち」と大きく表示をしていますが、懸垂幕の設置も検討したいと考えております。今後も様々な場所・機会を捉え「反核平和」を訴えていきます。

いと考えております。

70. 教科書は、現場の先生方の研究・意見を踏まえて選定して下さい。貴職は議会で日本国憲法の遵守を表明されました。太平洋戦争を「自存自衛の戦争」と記述する教科書はこの立場と相いれません。さらに図書館で閲覧するのに専用のコーナーがありません。改善して下さい。また北葛城郡4町で1か所の閲覧場所というのは不十分です。北葛城郡全中学校に(現場の先生方に)教科書を届けて選考するようして下さい

回 答

70. 教科書については、公平・公正の観点で選定をしています。閲覧場所については閲覧コーナーを設けておりました。教科書採択制度に則って進めておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

71. オスプレイの配備中止と飛行訓練反対を表明し国にはたらきかけて下さい。広陵町の上空が飛行訓練場になっていないか心配です。(本年9/28と10/2 上空に15機のヘリコプターの編隊を現認しています)

回 答

71. オスプレイ配備や訓練の中止を求める意見書については、今年に入り200を超える地方議会で可決されたと聞いております。また、滋賀県の饗庭野飛行場で本州初のオスプレイの訓練が行われ注視しているところですが、国防や外交の課題は国策であるため、今後の動向を見極めたいと思います。

(10) まちづくり・環境問題・クリーンセンターのことなど

72. 開発指導要綱について条例化をはかって下さい。昨年の回答で「現行の要綱は条例化できない性質のもので。」とあります。理由を説明してください。また500㎡未満の建築についても近隣住民や自治会の同意が必須である旨改定して下さい。他の自治体では公聴会の開催を義務付け同意を必要とする条例を制定している事例があります。

回 答

72. 現行の要綱を基本に地域の実情に応じたきめ細やかな指導を行うには、条例化に適さない性質のもので、500㎡未満の改訂は考えていません。

73. 地区計画制度の導入について、所定の公告縦覧手続きをとっておられ、この方向で取り組んで下さい。住民合意のまちづくりを進めて下さい。住民合意がないのに議会が勝手に地区計画条例を改正すべきではありません。今後どのように対応されますか。

回 答

73. 今後も、地区計画決定の流れに沿って進めていきます。

74. ペットの糞は飼い主の責任であることは明白ですが、放置する飼い主がいて困ったものです。南郷環濠散歩道や農道、また住宅街からも苦情が出ています。啓発看板などで飼い主のルールであることを徹底して下さい。またドッグランの整備についても研究して下さい。窓口を決めていただきましたので、住民からの相談があれば丁寧に対応願います。

回 答

74. 自治会長等からの申し出により、啓発看板の配布をしています。
ドッグランについては、相談をお受けします。

75. 灯油代を圧縮するには生ごみの堆肥化が有効です。これまで住民からの提案があれば対応する姿勢は示していますが、町みずからもっと積極的に取り組んで下さい。

回 答

75. 灯油使用量につきましては日々削減に努めているところです。ご提案の生ごみの堆肥化は処理施設建設時に十分検討しましたが、ごみ分別の問題・設置場所の問題・悪臭対策・利用方法等の問題で実現しなかったのが現状です。現在、生ごみ処理機やコンポストの補助制度がございますので、ご利用下さい。

76. ゴミ袋は無料にするか、少なくとも家族人数を勘案した無料袋を一定数支給して下さい。生活保護世帯と子育て世帯へのゴミ袋の支給をしていると説明がありましたが実績を説明願います。町指定のゴミ袋を使用しなければ回収しないというので指定ゴミ袋を使用しています。誰も個別のごみ回収を申し込んでいないのに、町指定のゴミ袋を使用すれば個別に申し込みがあったものとみなせるので有料化できるというのは勝手なこじつけです。住民がゴミの減量とリサイクルの推進に努めるのはいいことです。

回 答

76. 生活保護世帯には各世帯に可燃小が 80 枚・不燃、その他プラの各小袋が 10 枚ずつ、また出生時に可燃大を 10 枚支給しています。ごみ有料化はごみ減量及びリサイクルの推進を目的として、ごみ処理費用の一部をご負担願っているものであり、皆様のご協力により、広陵町のごみ減量は計画どおり進んでいます。今後も処理費用の一部ご負担を願いたいと考えています。一部無料化は、逆行と混乱をもたらしますので、ごみの減量とリサイクルの推進により費用負担の軽減をお願いします。

77. 枯葉や枝の回収もできるようにして下さい。「規定通りの分別区分」は実態に合っていますか。

回 答

77. 特別なケースを除き、規定通りの分別区分に従ってお出しいただき、問題なく収集又は持込で対応させていただいています。

78. 旧清掃センターではゴミの持ち込みにあたり、自ら分別する資源ごみの持ち込みには費用が発生していませんでした。現在は 10 kg で 50 円の料金を徴収されます。クリーンセンターにも持ち込み者が分別する無料のコーナーを設置してほしい。このことについて「資源ごみについては、最寄りのリサイクルステーションにお出しいただくか、地元で行われる集団回収にご協力をお願いいたします。」との回答ですがこれでは回答になっていません。回収の手間が省けるうえ、住民側ではゴミ保管の必要がなくなるので双方にとって都合がよいではありませんか。町指定のごみ袋を持参すれば構わないとの意味ですか。

回 答

78. 汚損したリサイクル出来ない資源ごみ等を、町の指定ごみ袋に入れて、持ち込まれた場合は無料となります。また、持込ごみにつきましては、8 種 18 品目の中で有料、無料があると混乱をもたらしますので、最寄りのリサイクルステーションにお出しいただくか、または、地元にも利益が還元される集団回収に、ぜひご協力をお願いします。

79. 年 1 回はクリーンセンターの運営やゴミ分別の研修会を大字・丁目単位で開催してほしい。新たに転入してこられた方の協力も得やすくなるし、職員の研修にもなります。

回 答

79. ごみ分別等の研修につきましては、実際に見ていただくのが御理解いただく最善の方法と考えています。お申し込みいただければ、各自治体単位等で施設見学を受け付けておりますので、ご利用下さい。また、リサイクルの啓発施設として広陵町エコセンターもございいますので是非ご利用下さい。

80. 墓地を申し込みながら、まったく使用していない場合でも 6 割の返金しかないのは消費者保護の姿勢（使用実績がない場合には負担をかけるべきでない趣旨）に欠けているのではないのでしょうか。一定期間占有したことについての費用の勘案については検討する余地がありますが、返金額の再検討をお願いします。

回 答

80. 申込時に説明させていただき、当初から未使用で返還された場合は、6 割返還のご承諾をいただいています。また、今後も必要に応じて新規に区画を増設する旨も説明し、必要な時期での使用もお願いしています。

返金額の見直しの予定はありません。

(11)町外ではあるが町民が利用する施設などの改善要望です

81. 近鉄五位堂駅北側のエレベーター設置について、本年度中の工事实施で新年度までには実現できる見込みと聞いています。これで間違いありませんか。また、五位堂駅には下りのエスカレーターを設置すること、コスパ横からのスロープの改修を希望しますので、香芝市と協議して下さい。

回 答

81. 香芝市において取り組んでいただいております。

82. 別所坂の樹木が道路の見通しの妨げになっています。定期的な剪定をお願いします。34 項目目にも関連しますが、町外の要望事項についても合わせて別途要望しますのでよろしくお願い致します。

回 答

82. 今後も、状況を見て剪定を行います。

以上